

2023年以前にNISA口座で購入されたお客様へ

非課税保有期間終了後についてのお知らせ

一般NISA口座で保有する上場株式や投資信託等は、購入した年を含め5年間、つみたてNISA口座で保有する投資信託等は、購入した年を含め20年間が非課税保有期間となっております。

保有する上場株式や投資信託等は、非課税保有期間の終了後、課税口座へ移管されますが、その際には以下の点にご注意ください。

⚠ 重要

- 非課税保有期間が終了する上場株式や投資信託等は、翌年1月1日に課税口座へ移管されます。非課税保有期間が終了する年は、下記をご確認ください。
- 課税口座への移管の際は、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価で移管されます。移管後に譲渡した場合には、移管時の時価が課税口座における取得価額となり、それをもとに利益に対して課税されます(損益通算等が可能です)。また、移管後に支払われた配当等は課税されます。
- 特定口座を一般NISA口座やつみたてNISA口座と同一の金融機関にお持ちの方は、特段のお手続をすることなく、特定口座に移管されます。
※ 特定口座をお持ちの方で、一般口座への移管を希望される場合には、証券会社等に所定の依頼書をご提出ください。特定口座をお持ちでない場合は、特段のお手続をすることなく、一般口座に移管されます。
- 一般NISA口座やつみたてNISA口座から2024年以降のNISA(成長投資枠・つみたて投資枠)へのロールオーバーはできません。

(参考)NISAでの購入年と非課税保有期間が終了する年

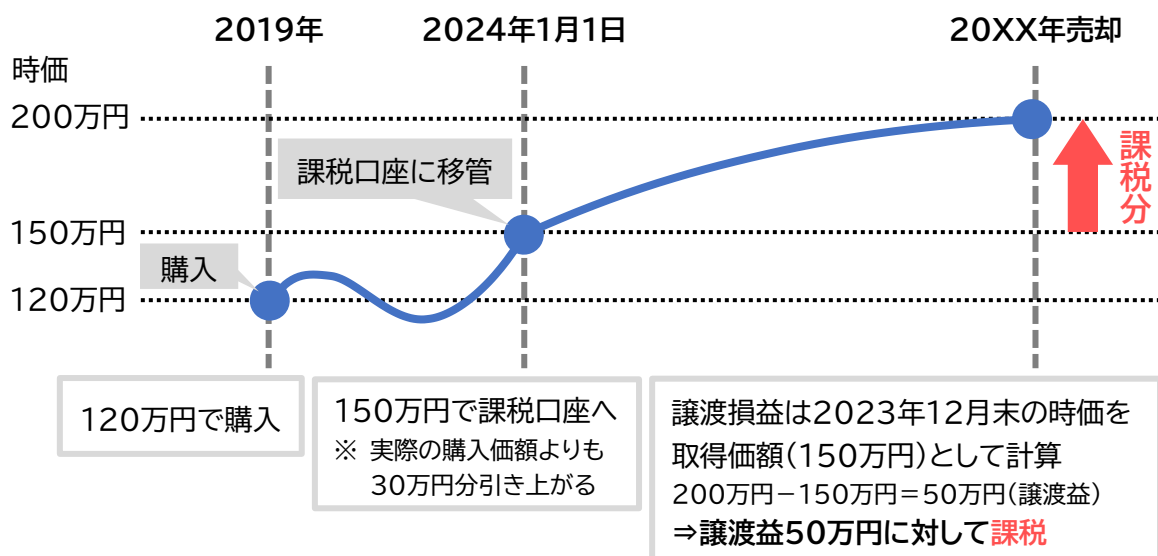
一般NISA		つみたてNISA	
購入年	非課税保有期間の終了	購入年	非課税保有期間の終了
		2018年	2037年末
2019年	2023年末	2019年	2038年末
2020年	2024年末	2020年	2039年末
2021年	2025年末	2021年	2040年末
2022年	2026年末	2022年	2041年末
2023年	2027年末	2023年	2042年末

課税口座へ移管後の課税事例については、裏面をご覧ください。

課税口座へ移管後の課税事例

- ▶ 非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が課税口座における取得価額となり、**譲渡時には取得価額をもとに利益に対して課税**(損益通算等が可能です)

例 120万円で購入した投資信託を、150万円で課税口座へ移管後、200万円で売却



課税口座へ移管した時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ移管した時の時価との差額が譲渡益となり課税されます。

例 120万円で購入した投資信託を、70万円で課税口座へ移管後、120万円で売却

